

稲城市が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書

稲城市が発注する工事等の契約から暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の排除を稲城市が推進するため、稲城市長（以下「甲」という。）と警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長（以下「乙」という。）は、相互の連携協力について、下記のとおり合意する。

記

（意見聴取）

第1 甲は、稲城市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年9月10日稲城市長決裁。以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する有資格者が、要綱別表各号に規定する措置要件に該当するか否かについて、乙に対し、別記様式第1により意見を聴取することができる。

（意見陳述）

第2 乙は、第1による意見聴取に対して意見を述べる場合は、原則として意見聴取のあった日から1月以内に別記様式第2により、有資格者が要綱別表各号に規定する措置要件に該当すると認める事実を乙が把握した場合は、別記様式第3により述べるものとする。

ただし、第1による意見聴取に対して該当の事由がない場合は、乙は口頭にて甲に対し意見を述べ、甲は当該意見の内容を別記様式第4に記録するものとする。

（排除要請）

第3 乙は、第2による意見陳述をするときは、当該意見陳述をもって、甲が発注する工事等の契約からの排除要請とする。

（措置結果の通知）

第4 甲は、要綱に基づき乙から有資格者が措置要件に該当すると意見陳述を受けた場合は、その措置結果を乙に対して別記様式第5により通知するものとする。

（公表）

第5 甲は、要綱に基づく排除措置（勧告を含む。）又は排除措置の解除を受

けた有資格者の商号、名称等を公表するものとする。

(相互協力)

第6 稲城市が発注する契約からの暴力団排除を推進するにあたり、甲と乙は、相互に積極的に協力するものとする。

(情報管理)

第7 甲は、稲城市が発注する契約からの暴力団排除に係る個人情報については、稲城市個人情報保護条例(平成15年稲城市条例第25号)に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、稲城市が発注する契約からの暴力団排除以外の目的に使用しないものとする。

2 乙は、稲城市が発注する契約からの暴力団排除に係る個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、稲城市が発注する契約からの暴力団排除以外の目的に使用しないものとする。

(その他)

第8 この合意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して決定するものとする。

2 上記合意事項の証として本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この合意書は、平成23年4月22日から施行する。

平成23年4月22日

稲城市長

石川良一

Ⓜ

警視庁組織犯罪対策部

組織犯罪対策第三課長

館美昭

Ⓜ

別記様式 1

稲 総 契 第 号
年 月 日

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長 殿

稲城市長

稲城市が行う契約からの暴力団排除に伴う情報提供依頼について（照会）

稲城市が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書第 1 に基づき、下記対象者の暴力団該当性についての意見を聴取します。

記

- 1 対象者
- 2 暴力団員等であると思料される理由

(担 当) 稲城市役所 総務部契約管財課契約係 電話

別記様式 2

第 号
年 月 日

稲 城 市 長 殿

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長

稲城市の契約からの暴力団排除に伴う意見について（回答）

年 月 日付稲総契第 号により意見を求められた件につき、暴力団該当性について下記のとおり意見を述べます。

記

別記様式 3

第 号
年 月 日

稲 城 市 長 殿

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長

稲城市の契約からの暴力団排除に伴う意見について（通知）

稲城市の契約からの暴力団排除に関し、下記対象者について暴力団該当性が認められることから、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 対象者
- 2 要綱該当条項 稲城市契約における暴力団等排除措置要綱別表第 号
- 3 該当する理由

別記様式 4

意見聴取対象者のうち、暴力団員該当事由がない者の記録

1 年 月 日付稲総契第 号意見聴取分

別記様式 5

稲 総 契 第 号
年 月 日

警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長 殿

稲城市長

稲城市の契約からの暴力団排除に伴う情報提供後の措置結果について（通知）

みだしの件については、 年 月 日に組織犯罪対策第三課から得た
意見陳述に係る者については下記のとおり措置しましたので、通知します。

記

- 1 対象者
- 2 措置結果（排除措置を講じなかった場合は、その理由）

(担 当) 稲城市役所 総務部契約管財課契約係 電話
